

26 建企第598号
平成27年3月31日

(一社)長崎県建設業協会
(一社)長崎県中小建設業協会
(一社)長崎県造園建設業協会
(一社)長崎県ほ装協会
(一社)長崎県工務店連合会
(一社)長崎県管工事協会
(一社)長崎県港湾漁港建設業協会
(一社)長崎県斜面安定技術協会
(一社)長崎県のり面協会
(一社)長崎県建造物解体工業会
長崎県建設工業協同組合
長崎県電気工事業工業組合
長崎県電気設備協同組合
長崎県管工事業協同組合連合会
長崎県漁場整備開発協会
長崎県造船協同組合

様

長崎県土木部長



地域建設業経営強化融資制度の延長及び運用の一部改正について

このことについて、平成27年3月9日付け国土建第329号及び国土建整第83号により国土交通省土地・建設産業局長から標記制度の延長の通知がありましたので別添のとおり通知します。

また、本制度が1年間延長されることに伴い「地域建設業経営強化融資制度の運用について」を下記のとおりに一部改正しましたので通知します。

記

「地域建設業経営強化融資制度の運用について」(平成20年12月25日付け20建企第629号)の一部を次のように改正する。

第4条中「資本の額又は」を「資本の額若しくは」に改める。

「付則」を「附則」に改め、附則中「平成27年」を「平成28年」に改める。